

○財政指標等の状況

(単位:千円、%)

区分		年度							
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
標準財政規模		4,621,445	4,925,318	4,379,829	5,185,150	5,423,416	5,621,828	5,419,578	5,334,093
財政力指数		1.121	1.148	1.043	1.211	1.264	1.282	1.215	1.182
(3力年平均)		1.122	1.140	1,104	1.134	1.174	1.252	1.254	1.226
経常収支比率		84.1	88.9	79.0	79.5	80.2	84.4	81.9	82.3
公債費比率		6.8	6.6	8.2	5.2	4.7	4.5	4.5	4.7
公債費負担比率		9.8	10.5	10.6	8.8	8.4	8.4	7.5	8.0
起債制限比率		5.4	5.3	6.8	4.5	3.6	3.5	3.5	4.2
(3力年平均)		4.9	5.2	5.8	5.5	5.0	3.9	3.6	3.7
健全化判断比率	実質公債費比率	9.8	9.4	11.7	8.5	7.2	7.0	7.8	8.9
	(3力年平均)	10.1	9.5	10.3	9.8	9.1	7.5	7.3	7.9
	実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-
	連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-
	将来負担比率	55.4	52.9	45.9	31.7	20.8	-	-	-

○平成30年度 財政指標等比較状況

区分	財政力指数	経常収支比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
全国市町村平均	0.51	93.0	6.1	28.9
山梨県市町村平均	0.56	87.2	8.2	31.4
昭和町	1.25	81.9	7.3	-

○令和元年度 財政指標等比較状況

	財政力指数	経常収支比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
昭和町	1.23	82.3	7.9	-

昭和町の財政状況を示す各種財政指標です。

財政の弾力性、借金の占める割合、財政状況が健全かどうかなどを判断する指数です。

★経常収支比率は、主に義務的経費の増加により前年度比0.4%の増加となりました。

★実質公債費比率は、平成19年度に財政健全化法が施行され、導入された新しい財政指標で、地方債を発行するために一番重要となる比率です。この数字が18%以上となると地方債を発行するときに国の許可が必要となります。

★将来負担比率は、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。平成22年度をピークに大きく改善されつつあります。

○財政指標等に関する用語の説明

用 語	説 明
標準財政規模	地方自治体の一般財源の標準規模を示すもので、標準的に収入しうる経常一般財源の大きさである。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指標。普通交付税の算定に用いられた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年間について単純平均して求める。この値が大きいほど財政力に余裕があり、1を超えた団体は交付税の不交付団体という。
基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、各自治体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額の合算額である。
基準財政需要額	普通交付税の算定基礎となるもので、各自治体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額である。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。 町村では、70%程度が望ましい。
公債費比率	地方債を借り入れた自治体は、毎年度元金の償還と利子の支払いが必要となるが、これに要する経費の総額を公債費といい、この公債費に充当された一般財源の額の標準財政規模に占める割合をいう。地方債は、ある程度活用すべきことは当然であるが、公債費の増加が、将来の住民の負担を強いることとなり、かつ財政構造の弾力性を圧迫することにかんがみこの比率をみるものである。 10%未満が適正水準とされ、20%を超えると危険とされている。
公債費負担比率	地方債の償還経費である公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を公債費負担比率という。15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされる。
起債制限比率	公債費から、交付税で措置されるものを除いた正味の額が標準財政規模に対してどの程度の割合になっているかをみるもの。起債制限比率の過去3年間の平均が20%以上の団体については、原則として地方債の許可がされない場合もある。
財政健全化法	平成19年5月25日、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、地方公共団体は、平成19年度決算数値から、健全化判断比率(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することになった。 この法律は、現行の財政再建団体制度の50年ぶりの見直しであり、現行制度でいわゆる「夕張市問題」に十分に機能しなかったことを踏まえ、その問題点を改善した制度ともいえる。
健全化判断比率	実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4指標をいう。この指標のいずれかが、基準以上になったときに財政健全化計画、財政再生計画を定め、財政の健全化を図る。
実質赤字比率	一般会計等(昭和町では、一般会計と湯水会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。
連結実質赤字比率	全会計を対象にした実質赤字(又は、資金の不足額)の標準財政規模に対する比率。
実質公債費比率	地方自治体の収入に対する実質的な借金の比率。一般財源の規模に対する公債費の割合のこと。通常、3年間の平均値を使用する。実質公債費が比率が18%以上となる地方自治体は、地方債を発行するときに国の許可が必要となる。さらに、実質公債費率が25%以上になると、単独事業のために債権を発行することができなくなる。実質的な財政の不健全性を示す指標。
将来負担比率	一般会計等(昭和町では、一般会計と湯水会計)が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。一般会計等の借入金(地方債)等に対して将来支払っていく負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。